



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

「福祉だより信州」は共同募金の
配分金で発行されています。



昭和27年1月11日
第三種郵便物認可第762号
平成30年12月25日発行
(毎月25日発行)

福祉だより 信州

No.
762
2019 1・2月号

よっ!
新風人



CONTENTS

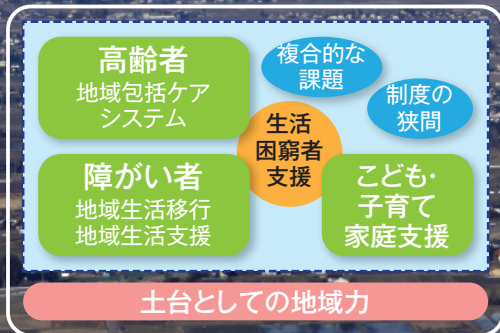
- | | |
|----------------------|---|
| みんなで取り組む地域共生・信州 | 2 |
| 福祉保険サービス広告 | 5 |
| 県社協情報局 | 6 |
| おらほの縁パワー活動! | 7 |
| よっ!新風人・今月の逸品・ざわめくアート | 8 |

ふっころ
長野県社会福祉協議会
公民キャラクター

縦割りをこえる 「包括的支援体制」を目指して

～平成30年度地域共生社会推進(モデル)事業から～

包括的支援体制のイメージ



※厚生労働省資料を改変

人生100年時代。

それぞれの市町村において、0歳から100歳までを切れ目なく支える「包括的支援体制」づくりへの挑戦が始まっています。

県内では、今年度、県及び6市町村が国のモデル事業である、地域共生社会推進事業を実施し、高齢、障がい、子ども支援、生活困窮者支援等の各種相談支援の連携を図り、支援膠着ケースの解決や不足する資源づくりに取り組んでいます。

福祉分野の縦割りをこえる各地の取り組みを追います。

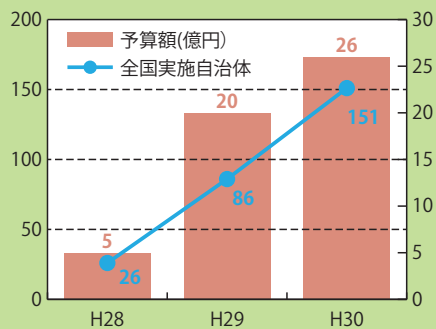


「地域共生社会推進事業」の実施状況

国では、社会福祉法第106条の3の規定に基づき包括的な支援体制を整備するため、平成30年4月の法改正に先駆け、平成28年度から相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化に関するモデル事業を展開しています。

事業予算の増額に伴い実施自治体も右肩上がりに増えており、2020年代前半を目途に法制化し、全国展開を行う目標が示されています。

国の地域共生社会推進事業実施状況



なぜ「包括的支援体制」なのか？

社会・経済状況の変化のなかで、福祉ニーズはますます多様化・複雑化しており、八〇五〇問題など複合的な課題を抱える世帯が増えています。

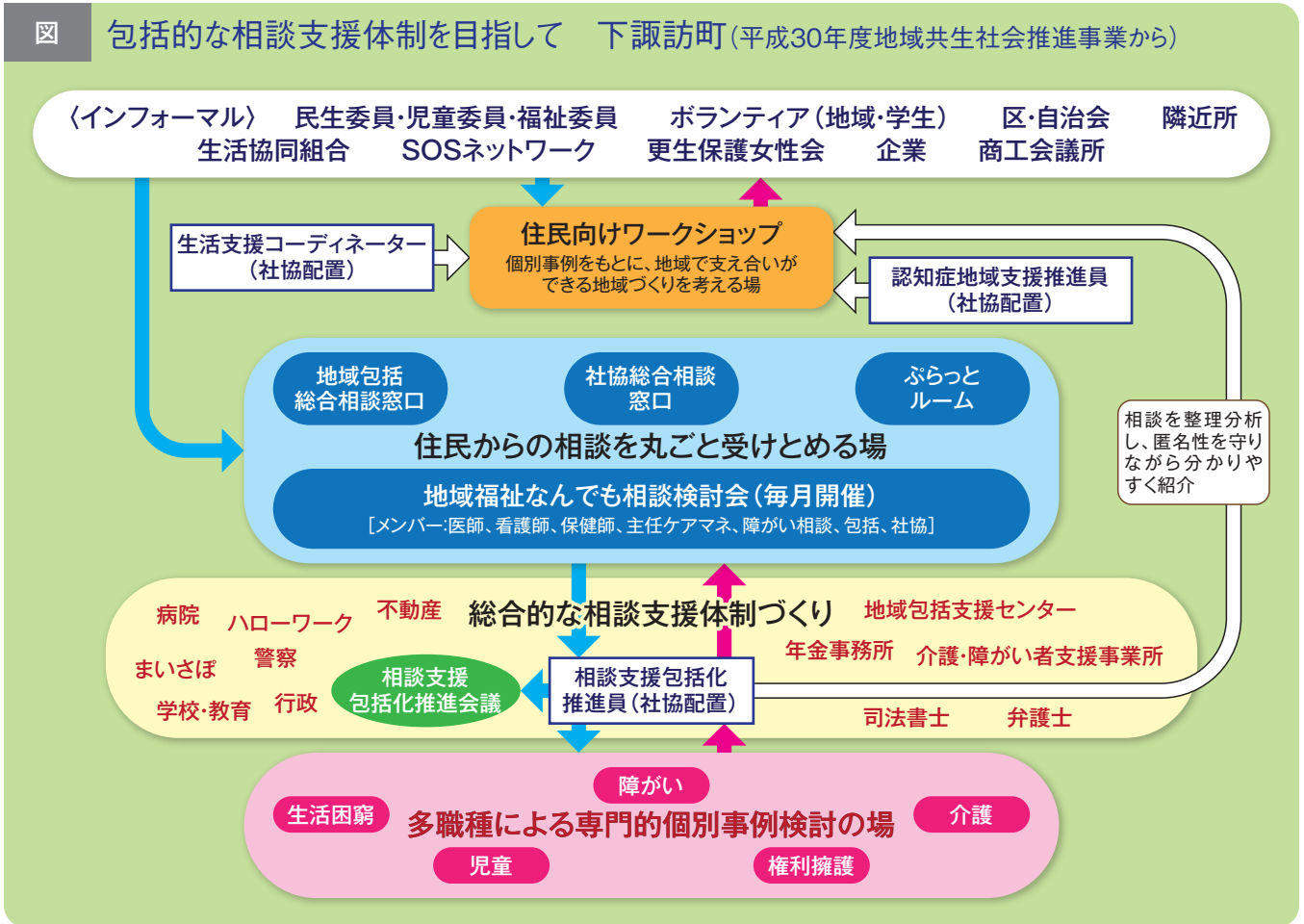
高齢、障がい、子ども支援など専門支援機関の連携が求められますが、相談現場では日々の支援に追われる中で、「連携が必要とわかっていても、どこが声をかけるのか役割分担が決まらず、連携不足に陥るケースが少なくない」との悩みが聞かれます。

このような中で、福祉や就労支援、司法関係等、「くらし」と「しごと」全般に及ぶ多様な相談支援機関の連携による包括的支援体制が求められています。

事例① 自治体単位の取り組み 下諏訪町の包括的な相談支援体制づくり

下諏訪町社会福祉協議会では、平成29年11月から町内にあるイオン諏訪店のフードコート内のフリースペースを借用し、「ぷらっとルーム」を開設。「買い物ついでにちょっと話したり聞いたりしてみませんか？」と呼びかけながら、仕事、障がい、子ども、生活困窮等の専門相談会を定期的に開催し、多分野にわたる関係機関がつながり、住民からの相談を丸ごと聞く取り組みを協働で実施してきました。平成30年からは相談支援包括化推進

図 包括的な相談支援体制を目指して 下諏訪町(平成30年度地域共生社会推進事業から)



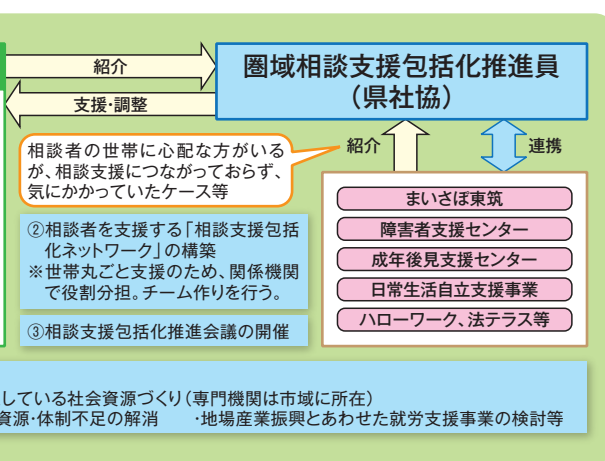
員を配置することで、福祉に限らず多様な分野に裾野を広げ、相談もできる情報提供の場をコーディネートする機能の強化を図るとともに、商業施設という誰もが立ち寄りやすい場といった利点を活かし、買い物ついでに専門機関に相談できる、つなげる場を新たに構築することができました。

イオン諏訪店は改装のため平成30年8月に閉店となり、ぶらっとルームでの取り組みは一旦休止していますが、ぶらっとルーム開設を通じて、それぞれの機関が受け止めた相談を他の機関につなぐ視点が培われました。今後更なる包括的な相談支援体制の強化に向けた検討を行っていきます。

事例2 圏域での連携
県が取り組む地域共生社会推進事業(モデル地区・松本ブロック4村)

県社会福祉協議会では、今年度、県から地域共生社会推進事業を受託し、松本ブロックの町村部をモデル地域として包括的支援体制づくりに取り組んでいます。

町村部においても福祉各分野の縦割りという課題は存在します。また、ま



見支援センター等の広域の専門相談機関が支援する場合、各機関の拠点から距離が離れているため、居住地のエリアにおいても寄り添い型の相談機能が必要になります。

県社会福祉協議会に配置した相談支援包括化推進員が、モデル地域を頻繁に訪問して、村の保健師や社協の相談

金銭管理ができない母子世帯への支援

○世帯の概況

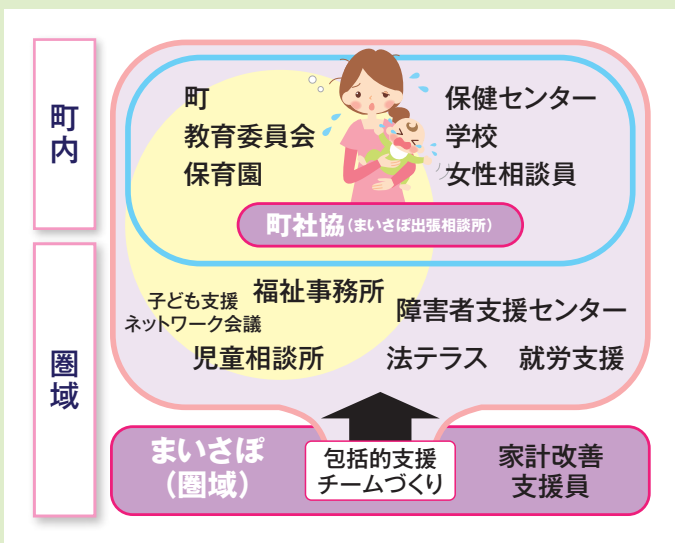
相談者は両親と弟2人が住む実家で子どもと暮らしており、第3子を出産したが、家庭環境や衛生状態が悪く、生まれた子どもは児童相談所で一時保護された。

出産後の仕事探しと児童扶養手当を母親にとられてしまうという悩みがあり、まいさぽに相談があった。

○まいさぽの支援

相談者はお金の管理がうまくできず、保育料や携帯電話料金の滞納、クレジットカードの債務などがかさんでおり、家計改善支援事業により家計のやりくりを支援。また、アルバイト先との調整など就労支援を実施した。

子どもたちの支援については、児童相談所が中心となりネットワーク会議を開催。相談者には、知的障がい疑いもあったため圏域障害者支援センターとも連携した。



○包括的支援チームづくりの効果

世帯は、父母の代から生活課題が多く、町内でも対応に苦慮していたケース。

圏域のまいさぽが包括的支援チームづくりを行いスーパーバイズ機能も発揮することで、地元社協としても、いざという時にはまいさぽのバックアップを受けながら、寄り添い支援を継続することができています。

員からの依頼で複合的な課題を抱えた世帯の支援にあたっています。

また、圏域のまいさぽや障害者支援センターなどが対応している相談者について、地元の相談機関との再調整を行い、地元での寄り添い体制を作る支援を行っています。

モデルとなっている中山間地域では、増加する高齢者を支えていくため、判断能力の低下に伴い、悪質商法からの見守りや金銭管理支援、成年後見等の活用、終活の支援等、人生100年時代をどう支えるかが課題となっています。

「総合的な権利擁護」や「終活に向けたライフデザインノート」等について勉強会を広域や自治体ごと企画して、多様な福祉関係者と住民との連携を図る活動に取り組んでいます。

「まいさぽを起点とした」
「包括的支援体制づくり」

包括的支援体制づくりに向けて、自治体単位の取り組みと、ブロック広域での取り組みを見てきました。

今後、県内各市町村で、高齢、障がい、子ども支援等多様な支援機関の連携を図っていくうえでポイントとなるのが、生活就労支援センター「まいさぽ」です。

全国のモデル事業においても、生活

困窮者自立相談支援機関（長野県ではまいさぽ）に相談支援包括化推進員を配置し、複合的な課題を抱えて支援難着状態にあるケースを全体調整する取り組みが少なくありません。

事例は、町にお住まいの複合的な課題を抱える母子世帯を、圏域のまいさぽが中心となって連携を図り、包括的支援チームを作り、地元の寄り添い支援を支えているものです。

このような取り組みも参考にしながら各市町村において「ご当地」にあわせた相談支援の「丸ごと化」を進めていくことが、各地域の未来に向けた課題となっているのです。

『介護保険推進全国サミット』が『地域共生社会推進全国サミット』にリニューアルされました。

地域包括ケアをさらに深化させ地域共生社会を実現させていくために、『ごちゃまぜ』『煩わしさ』をキーワードに地域づくりについて議論が重ねられました。



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成30年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	1,400万円	
	後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	1,400万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ		プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ			350円	510円
天災タイプ※ (基本タイプ+地震・噴火・津波)			500円	710円

http://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行所用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJNK17-16970 2018.1.9作成)

平成30年度

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

1 基本補償(賠償・見舞)

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円	
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度 死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円
	傷害見舞費用		

保険期間1年

▶年額保険料(掛金)

定員		基本補償(A型)
補基本	1~50名	35,000~61,460円
補基本	51~100名	68,270~97,000円
補基本	以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞費用	基本補償(A型) 保険料	[見舞費用加算] 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員等の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆30年度新設 クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

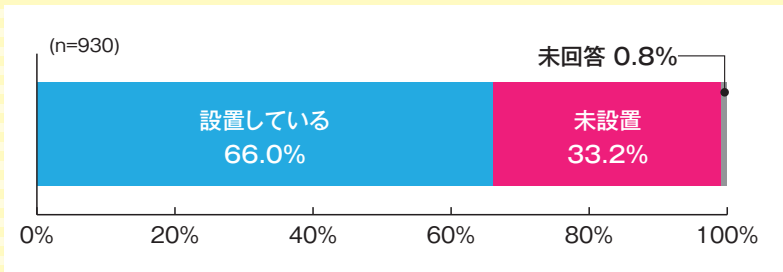
(SJNK17-17293 2018.1.12作成)



福祉サービスの苦情対応における第三者委員の役割

平成30年度苦情対応に関する調査(中間報告)から

■第三者委員の設置状況

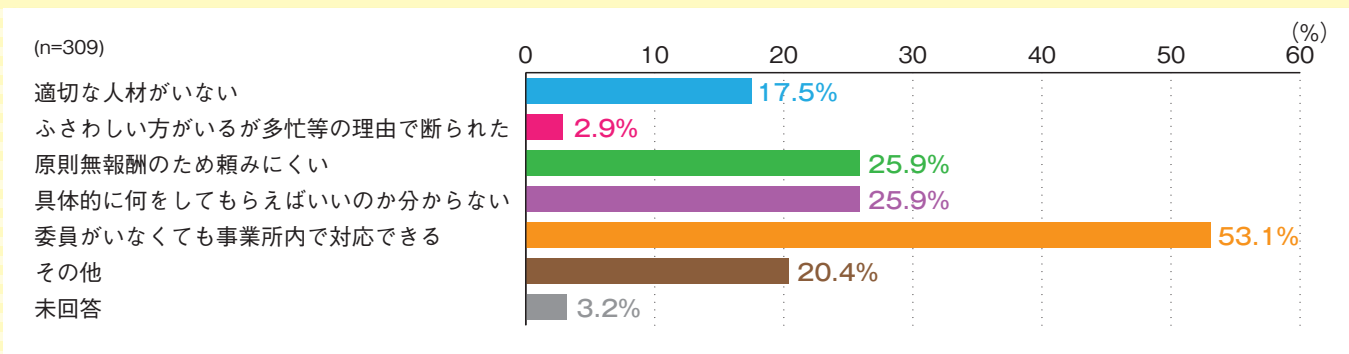


苦情対応に関する調査について

長野県福祉サービス運営適正化委員会が、福祉サービスを提供する事業所(3,079)を対象にH30年7月に調査を実施。文中のデータは中間報告書用として途中集計したもの。

- ・集計回答数 930
- ・回収率 30.2%

■第三者委員の未設置の理由(複数回答)



調査結果では、3分の1の事業所が第三者委員を「まだ設置していない」(33.2%)状況となっています。

未設置の理由としては、「委員がいなくても事業所内で対応できる」(53.1%)と回答した事業所が過半数を占めています。

■第三者委員とともに、より質の高いサービス提供を!

利用者の苦情(意見や要望も含む)の中には、事業所内で対応できることが多いかもしれませんが、利用者の中には、事業所に対して直接言えない方や、事業所との当事者同士では平行線のままでなかなか解決できない場合もあるかと思います。そんな時、事業所と利用者の中に立って、中立的な立場で公平に助言する第三者委員がいれば、より円滑な苦情対応が可能となると考えます。

また、第三者委員の職務(厚労省の指針)には苦情の対応とともに「日常的な状況把握と意見傾聴」があります。施設に訪問したり行事に参加して利用者とコミュニケーションを図ったり、家族会・保護者会に参加して家族の意見や要望を聞いたり、職員会議や学習会に参加して、職場の雰囲気や職員と話し合う機会を作るなど、その方法は事業所によって様々ですが、その積み重ねが利用者や家族からの信頼を得ることにつながります。第三者委員とともに利用者の声(苦情・意見・要望)を受け止め、苦情解決の取り組みを通して、より質の高い利用者本位のサービス提供につなげていただきますようお願いいたします。

長野県福祉サービス運営適正化委員会とは

福祉サービスに関する苦情の解決や日常生活自立支援事業の適正な運営の確保のため、各都道府県社協に第三者的機関として設置が義務付けられた委員会です。福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、相談、助言、調査、あっせんを行います。



集ってワイワイ情報交換! 立科町の協議体 たてしな“ずく”りの会



「高齢者が楽しく暮らして若者に見本を見せなきゃ!」そう笑顔で話すのは会長の谷脇良一さんです。今日は「たてしな“ずく”りの会」の小委員会にお邪魔しました。

介護保険法の改正に伴い、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることを応援するために、全国各地で生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置が進んでいます。立科町では平成28年12月に協議体が誕生し、翌年4月に生活支援コーディネーターが配置されました。

立科町では「協議体」という名称ではなく、方言の“ずく”と“〇〇づくり”をかけて、子どもにも分かりやすく、呼びやすい名前を考え、「たてしな“ずく”りの会 -立科町暮らしづくりの会-」に決定。毎月1回ずつ協議体会議と小委員会が開かれます。

小委員会の参加者は年齢も所属もバラバラです。生活支援コーディネーター、民生児童委員、包括支援センター、健康サポーター、そして保育園の保護者と県のアドバイザーも参加しています。協議体会議には高齢者の支援関係者に留まらず、駐在さんや児童館職員、障がい者の保護者会や現役大学生も関わりながら、会のスローガンである「支え合い自ら輝く地域づくり」を目指して、様々な協議を重ねています。

地域には子どもからお年寄りまで様々な人が暮らしており、子どもが成長し、働き、年を重ねていく流れのなかで、“ずく”りの会では地域で気になることをどんなことでも話し合います。中には県外から嫁いできた委員の「身近に時間外保育の課題がある」という発言に、「働くお母さんへの支援環境の整備が必要じゃないか」、「今は三世同居している世帯は少ないと聞くと、実際はどのくらいあるのだろう」「企業や団体の子育て支援の実態調査も必要では」とそれぞれの思いや考えを出し合います。メンバーが気になる課題をピックアップし、学習会の開催や関係者へのヒアリングにつなげます。

「委員は各地区の住民でもあるし、所属グループのメンバーでもあるし、立科町住民でもある。一つの立場に捉われる必要はない。それぞれの関係性の中で色々な課題を拾い集め、地域で何ができるか悩みながら考える。解決できるかは置いておいて、何か楽しいことをやりましょう!」と谷脇さんは話します。今後は成人式でのアンケート調査や住民の暮らし懇話会の開催を通して地域の思いを持ち寄りながら、できることから取り組んでいくそうです。

子どもからお年寄りまでみんなが仲良く暮らす立科町を目指して、知恵と“ずく”を出し合いながら、今日も笑顔とともに和やかに時が流れます。



地域の気になることを出し合い、何ができるか考えます。



下段中央が谷脇さん。「はいチーズ!」の声に笑顔とピースが溢れました。

よっ! 新風人

毎号福祉の現場に新しい
風を吹き込むスタッフをご紹介します。

社会福祉法人 梓の郷(松本市)
介護老人福祉施設 サルビア
もみじユニット
介護職員 細田はる香さん



webでも
ご覧になれます

「わたしらしく、いつまでも」を法人理念に掲げる社会福祉法人梓の郷。18歳から80歳まで多様な職員の中で、先輩の背中を追いつつ自然体で利用者さんと向き合っている1年目の細田はる香さんにお聞きしました。

Q 今のお仕事の内容を教えてください。

A 入居されている方が家と同じように過ごしていただけるようにしています。「施設だからできない」と壁を作るのではなく、「当たり前を当たり前に」を心掛けています。

Q 印象的だったことは何ですか。

A 4月当初は利用者さんに「新人さんだから」と遠慮されたこともありましたが、その方らしく生活していただけたら自分なりに気を配ってきたところ、「細田さんだから安心してお願いできる」と言っていただけのようになりました。

Q 大切にしていることは何ですか。

A 今年度の自分の目標でもある「気付きを大切に」です。利用者さんの何気ない一言に込められた想いに気付き、他の職員にもつなげるよう意識しています。また、目の前のことに追われがちですが、いつも笑顔でいるように気



学校時代、この施設で実習した体験から入職を決意。今に至る。



各ユニットの入り口は家の玄関、ほっと安らげる工夫が随所にある。



利用者さんからのいたわりや感謝の言葉、気遣いも嬉しい。



生活の場に入らせていただくという意識で個性を大切にケアを実践。

続きは県社協HPでご覧いただけます。

を付けています。

Q 福祉の道を目指す人へ一言お願いします。

A 「その人らしい生活」を支える仕事はとてもやりがいがあります。最初は覚えることもたくさんあり大変でしたが「がんばってやり続ければいつかやってよかったと思える時が来る」という先輩の言葉に支えられました。実際「よかったな」と思えた場面はこれまでもたくさんあります。

職員研修やチューター制度、先輩との交換ノートなど細かく職員のフォローアップ体制を整えている梓の郷。特に交換ノートはリーダーや施設長等から激励の言葉が多く嬉しいと好評だそうです。「よく利用者さんから声をかけられ、積極的に取り組んでいる」と上司も評価する細田さん。成長の陰には多くの先輩の応援が込められています。

今月の逸品

まりえさんのブラマンジェ エビかつサンド

障がい者の就労支援事業として運営する『Cafe ポリジ』は「勇気」を花言葉にもつハーブ ポリジ からつけられ、利用者の勇気よりどころとなるようにとの願いをこめた場所です。コーヒーは軽井沢のコーヒー専門店「丸山珈琲」の豆とイタリア製エスプレッソマシンで淹れる香りと味わい豊かな一杯を提供しています。25名様まで団体予約も承ります。日常を忘れ、安らぎの時間を過ごせる空間へぜひ一度お越しください。

社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 希望の家 Cafe ポリジ
〒390-0833 松本市双葉4-8 TEL/FAX:0263-26-0066
E-mail:kibou@syakyo-matsumoto.or.jp



全てを1人で手作りした優しい味が自慢の一品です!



同法人の手作りパンにぶりぶりのえびがたっぷり☆人気商品です!

ざわめくアート



『大六天魔王』 色鉛筆

作者: 今井 龍之介 (いまい りゅうのすけ) 13歳 安曇野市在住

作者は様々なキャラクターを描いている。特に大六天魔王は何枚どころか何十枚も一日に描き続ける。教室の自分の机に向かい、まるで作者の自閉症という障がいの特性からくるざわざわしてしまう自分の心を落ち着かせるかのように、ものすごいスピードで鉛筆を走らせ、同じパターンの絵をコピー機のように大量に描き続ける。見ていて職人技かと。この大量の絵を前にして、これらは彼にとっては守り神なのかと思う。時々リクエストに応じて色を塗り込んだり、近所の犬やおじいちゃんをキャラクター化して描いてくれる。(ながのアートミーティング 取材)

●ご感想、お問合せ、

掲載希望等は下記へお寄せください。

長野県 福祉・
社会福祉協議会 介護べんり帖
長野県福祉研修実施団体
きやりあねっと
信州福祉・
介護のひろば

長野県社会福祉協議会
総務企画部 総務グループ
TEL 026-228-4244
FAX 026-228-0130
E-mail soumu@nshyakyu.or.jp

webでもご覧になれます



今号は1・2月合併号となり、次号は2月25日発行となりますのでご了承ください。